

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年6月20日

鹿児島県知事 塩田康一

固定式刺し網（いせえび雑魚建て網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いせえび雑魚建て網漁業	点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f及び点gを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 点a N 31° 50' 21" E130° 11' 23" 点b N 31° 50' 24" E130° 11' 13" 点c N 31° 50' 19" E130° 10' 51" 点d N 31° 50' 06" E130° 10' 34" 点e N 31° 49' 50" E130° 10' 49" 点f N 31° 49' 47" E130° 11' 04" 点g N 31° 49' 42" E130° 11' 09"	8月21日から12月31日まで	定めなし	定めなし	26隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年8月21日（水）～同年12月31日（火）

申請すべき期間 令和6年7月1日（月）から同年7月31日（水）まで

注 意 事 項 申請時に当該操業区域において操業を認められた者であることを称する書類を提出すること。